

7 陳 情 第 1 4 号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和7年6月2日受理、令和7年6月11日付託
陳 情 者	新宿区四谷坂町————— ————— ————— 外1名
(要 旨) 1. 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、明確に確認をお願いいたします。これまで許可を得ずとも勧誘行為がおこなわれてきた経緯があれば、今年から改めてください。 2. 今後「政党機関紙の勧誘行為」について、議員からの許可証の申請をする場合は、政党機関紙の勧誘行為に伴う心理的圧力の有無に関して、職員に寄り添ったアンケートを実施し、判断材料とするように議会から行政に要請するようにしてください。 (理 由) 全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会81か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択・趣旨採択されました。東京都では港区・目黒区・調布市・武蔵村山市・清瀬市・稲城市で採択され改善されております。 陳情採択などを受けて、実態調査が全国の数十自治体で行われておりますが、例えば、東京都港区の調査（令和6年11月実施）では、勧誘をうけた管理職が9割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が8割にもなりました。また勧誘を受けた職員の7割が購読していました。自由意見でも「購読をやめたいが、言い出せない」との多くの声がありました。庁舎内で政党機関紙勧誘に伴う「圧力」により、職員自身の意志に反した購読が横行していたのです。 港区では調査結果を踏まえて、3月議会で議員から区長に改善を求める質問があり、区長は職員をパワハラから守るために庁舎管理規定の見直しなど速やかな対応を図ることを答弁しました。 2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。自治体として「パワハラ防止条例」を制定した事例も108にのぼります。 東京都議会3月議会において、政党機関紙勧誘に関する議員質問に対し、総務局長は「庁舎内における政党機関紙勧誘は禁止である」と明言しました。	

同じく、新宿区庁舎管理規則（禁止事項等）においては
第 8 条 何人も庁舎内においては、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

（7）寄附金の募集、物品の販売、保険の勧誘その他これらに類する行為をすること。

3 前項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、許可申請書（第 1 号様式）を庁舎管理者に提出しなければならない。ただし、庁舎管理者が許可を受ける必要がないと認める場合は、この限りでない。

と明確に許可のいる行為としておりますが、許可証の発行はありません。新宿区議会においては、3 月議会に都民の会が出した「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」は議員配布でしたので、アンケートは実施されておられません。

そこで、早急な実態調査が行われなかったとしても、最低限、庁舎内の勧誘行為に関するルールは厳守していただきたいと思い、再度陳情を提出いたしました。一部政党が主張するように「政党機関紙の勧誘は憲法が保障する政治活動」というのは当然だとしても、一方で、庁舎内では無許可の営業行為は管理規則で禁止されており、同様に、民間のマンションやアパートでも「営業目的の訪問・勧誘活動を禁止」している施設も少なくありません。こうした施設内での勧誘活動は、住民の信頼を損ねるものであり、政治モラルに反するものです。さらに多くの住民が利用する庁舎内では、職員の政治的な中立性が地方公務員法第 36 条「政治的行為の制限」で求められています。

議員の皆様は、庁舎管理上のルールに従い、場所をわきまえて政党機関紙勧誘活動を行っていただきたいと思います。